

2023年6月2日

東京都港区愛宕二丁目5番1号
ナレッジスイート株式会社
代表取締役社長 飯岡 晃樹

吸収合併に係る事後開示書面

当社（以下「吸収合併存続会社」という。）及び株式会社DXクラウド（以下「吸収合併消滅会社」という。）は、2023年4月3日付にて両者間で締結された吸収合併契約（以下「本件吸収合併契約」という。）に基づき吸収合併（以下「本件吸収合併」という。）を実施しました。本件吸収合併に関し会社法801条1項及び会社法施行規則200条に定める事項は、下記のとおりです。

1. 吸収合併が効力を生じた日

2023年6月1日

2. 吸収合併消滅会社における差止請求、反対株主の買取請求、新株予約権買取請求及び債権者の異議に関する手続の経過

(1) 差止請求

吸収合併消滅会社に対して、吸収合併の差止請求をした株主はありませんでした。

(2) 反対株主の買取請求

吸収合併消滅会社に対し、会社法785条1項に従い株式の買取りを請求した株主はありませんでした。

(3) 新株予約権買取請求

吸収合併消滅会社は、新株予約権を発行しておりません。

(4) 債権者の異議

吸収合併消滅会社に対し、会社法789条1項に従い異議を述べた債権者はありませんでした。なお、吸収合併消滅会社は、同条2項及び3項並びに定款第4条（公告方法）に従い、2023年4月4日に官報及び電磁的方法によりそれぞれ公告を行っております。

3. 吸収合併存続会社における差止請求、反対株主の買取請求及び債権者の異議に関する手続の経過

(1) 差止請求

吸収合併存続会社に対して、吸収合併の差止請求をした株主はありませんでした。

(2) 反対株主の買取請求

吸収合併存続会社に対し、会社法797条1項に従い株式の買取りを請求した株主はありませんでした。

なお、吸収合併存続会社は、同条3項に従い、株主に通知を行っております。

(3) 債権者の異議

吸収合併存続会社に対し、会社法 799 条 1 項に従い異議を述べた債権者はありませんでした。

なお、吸収合併存続会社は、同条 2 項及び 3 項並びに定款第 4 条（公告方法）に従い、2023 年 4 月 4 日に官報及び電磁的方法によりそれぞれ公告を行っております。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

吸収合併存続会社は、本合併の効力発生日である 2023 年 6 月 1 日をもって、吸収合併消滅会社からその資産、負債その他の権利義務の一切を引き継ぎました。吸収合併消滅会社から引き継いだ資産及び負債の額は、それぞれ 188 百万円（概算）、31 百万円（概算）です。

5. 会社法 782 条 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項（吸収合併契約の内容を除く。）

別紙のとおりです。

6. 吸収合併の変更の登記をした日

2023 年 6 月 1 日

7. 上記のほか、吸収合併に関する重要な事項

該当事項はございません。